

## 大崎町高齢者安全運転装置設置整備費補助金要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高齢運転者の交通事故の防止及び事故時の被害軽減に資するため、自動車への安全運転支援装置の設置に要する経費に対し、予算の範囲内において交付する大崎町高齢者安全運転装置設置整備費補助金（以下「補助金」という。）に関し、大崎町補助金等交付規則（昭和56年大崎町規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 町内に居住し、住民基本台帳に記録されている65歳以上の者（当該年度において65歳に達する者を含む。）であって、道路交通法（昭和35年法律第105号）第92条第1項に規定する運転免許証（有効期限内にあるものに限る。）を保有する者をいう。
- (2) 安全運転支援装置 国土交通省の性能認定を受けた後付けのペダル踏み間違い急発進等抑制装置で、かつ、当該装置を設置した車両が道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）に適合するものをいう。
- (3) 自動車 道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第2条第2項に規定する自動車（自動二輪車を除く。）であって、次のいずれにも該当するものをいう。

ア 安全運転支援装置を設置することが可能であること。

イ 自動車検査証の自家用・業務用の別欄に自家用と記載されたもの  
(補助金の交付対象)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、高齢者であって、かつ、次の各号に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 運転免許証に記載されている氏名が、安全運転支援装置を設置しようとする自動車の自動車検査証（自動車検査証が電子化されている場合にあっては、自動車検査証記録事項。以下この号において同じ。）に記載された所有者の氏名又は名称欄又は使用者の氏名又は名称欄に記載されている氏名と同一であること及び運転免許証に記載の住所と当該自動車検査証の所有者の住所欄又は使用者の住所欄が同一であること。
- (2) 町税等（地方税法（昭和25年法律第226号。次号において「法」という。）第1条第14号に規定する地方団体の徴収金であって、町が徴収するものをいう。以下同じ。）を滞納していないこと。
- (3) 法第4条第2項第8号に規定する自動車税（以下「自動車税」という。）

の未納がないこと。

(5) 安全運転支援装置の設置後に発生した事故や車両の故障等について、町が一切の責任を負わないことについて了承したこと。

2 設置しようとする安全運転支援装置が、令和6年4月1日以降に購入されたものであること。

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用(設置の際に行った自動車の故障箇所の修理若しくは補修又は改良若しくは改造に係る費用を除く。)とする。

2 補助金の額は、補助対象経費の2分の1に相当する額とし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。ただし、1台当たり5万円を上限とし、補助金の交付は1人当たり1回とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(次条において「申請者」という。)は、高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付申請書(別記様式第1号)(以下「申請書」という。)及び高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付請求書(様式第2号)(以下、「請求書」という。)に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

(1) 自動車検査証の写し(自動車検査証が電子化されている場合にあつては、自動車検査証記録事項の写し)

(2) 運転免許証の写し

(3) 自動車税の納税証明書の写し

(4) 安全運転支援装置の購入及び設置に要する費用が確認できる領収書の写し

(5) その他町長が必要と認めるもの

2 前項に規定する申請は、当該安全運転支援装置を設置した日から起算して1年以内に行わなければならない。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請書及び請求書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、高齢者安全運転支援装置設置費補助金交付決定(却下)通知書(様式第3号)により当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付)

第7条 町長は、前条の規定により補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の取消し及び返還)

第8条 町長は、申請者が虚偽その他不正の手段により補助金の交付決定又は交付を受けた者があるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。この場合において、当該取消しの部分について、既に補助金の交付がされているときは、期限を定めて返還を命じなければならない。

(財産の管理及び処分の制限)

第9条 補助金の交付を受けて取得した補助対象車両は、補助金の交付を受けた日から起算して1年間は、補助金交付の目的に反して使用、譲渡、交換、貸し付け、売却又は廃棄等の処分をしてはならない。ただし、町長が次の各号いずれかに該当すると認めた場合はこの限りではない。

(1) 天災による破損等、自己の責任に帰すべき事由以外の事由で当該自動車を処分するとき。

(2) その他町長が補助金の返還が必要ないと認めたとき。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。